
目 次

I	第2次改定に当たって	1
1	改定の趣旨	1
2	実施方針の性格	1
II	人権教育の基本的な方針とその考え方	2
1	人権教育の基本的な方針	2
2	基本的な方針の考え方	3
III	学校等における人権教育	7
1	人権教育実施体制の確立	7
2	人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成	8
3	指導内容・指導方法の工夫・改善と「人権感覚育成プログラム」の活用	9
4	教育相談体制の充実	11
5	教職員の研修の実施	11
6	学校等、家庭、地域社会相互の連携	12
IV	家庭、地域社会における人権教育	13
1	生涯学習の視点に立った人権教育の実施	13
2	人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実	14
3	人権教育を推進するための指導者の養成	14
4	地域に根ざした人権教育の実施	15
V	各人権課題に対する取組	16
1	女性	17
2	子供	18
3	高齢者	19
4	障害のある人	20
5	同和問題（部落差別）	21
6	外国人	22
7	HIV感染者等	22
8	犯罪被害者やその家族	24
9	アイヌの人々	24
10	インターネットによる人権侵害	25
11	北朝鮮当局による拉致問題	26
12	災害時における人権への配慮	27
13	性的指向・性自認	28
14	様々な人権問題	29
VI	資料	31
1	埼玉県人権施策推進指針（令和4年3月）抜粋	31
2	用語解説	33
